

令和2年度環境保全功労者表彰 実施要領

1 目的

環境にやさしいライフスタイルへの転換が求められている現在、さまざまな環境保全活動を続けている個人や団体を幅広く掘り起こしてその功績をたたえ表彰することにより、これを模範として環境保全に対する県民のより一層の理解と協力を得る。

2 表彰者

茨城県知事

3 表彰の対象

次の各号の一に該当して、特に顕著な功績がある者（団体を含む）

(1) 環境保全功労者部門

- ① 環境保全に関し普及活動、その他の公共的活動を行った者
- ② 環境保全に関する学術研究に従事し、又は開発研究を行った者
- ③ 環境行政の推進に協力した者

(2) 環境美化功績者部門

- ① 植樹、植栽等の緑化活動
- ② 河川、湖沼、海岸等の浄化活動
- ③ 公園、道路等の清掃活動
- ④ 緑化、浄化、清掃その他の美化思想の普及啓発活動
- ⑤ その他前各号に準ずる地域環境美化に関する活動

4 表彰件数

部門ごとに、概ね5～6件程度とする。

5 表彰の方法

表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

6 表彰の時期

令和2年12月16日(水) ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止

7 表彰の手続

- (1) 推薦機関は、環境保全功労者功績調書（様式1 個人・様式2 団体）を茨城県県民生活環境部長あてに提出する。
- (2) 県民生活環境部長は、推薦があった者につき、審査会の審査結果を踏まえて、表彰者を決定する。
- (3) 審査会は、環境政策課長、自然環境課長、環境対策課長、廃棄物対策課長、県央環境保全室長、各県民センター環境・保安課長、霞ヶ浦環境科学センター参事兼副センター長兼総務課長の10名を構成員として行う。
- (4) 審査会は、持ち回りにより開催することができる。